

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金

新規参入定着活動事業の運用について

制定 平成 9 年 3 月 7 日

改正 平成 21 年 12 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

令和 元年 10 月 25 日

令和 5 年 5 月 8 日

令和 6 年 4 月 5 日

- 1 助成対象金額は、賃貸料の 1/2 以内で事業主又は新規参入者が前事業年度の 1 月 1 日から当該事業年度の 12 月末までの家賃として家主に支払った金額とし、助成金額の上限を 28,000 円/月以内とする。
- 2 助成対象期間は、2 年間とする。ただし、事業主が補助対象期間内に同一物件を他の新規参入者に継続して貸与又は賃貸する場合は、他の新規参入者が入居してから 2 年間までとする。
- 3 助成対象期間については、次のとおりとする。
  - (1) 新規参入者が採用後 2 ヶ月以内に、事業主体又は新規参入者が住宅を確保した場合（賃貸物件の所有者と賃貸契約を締結した場合）には、住宅を確保した日から起算して、2 年間とする。
  - (2) 新規参入者が採用後 2 ヶ月を経過した後に、事業主体又は新規参入者が住宅を確保した場合（賃貸物件の所有者と賃貸契約を締結した場合）には、新規参入者の採用開始日から起算して、2 年間とする。